補助金の申請から交付までの流れ

（1）安全運転装置（※1）を購入・設置します

※1　令和8年4月21日から令和9年2月28日までに県内の販売・設置業者（申請者自らが経営するものを除く）で購入・設置した安全運転装置が対象です。（設置した車が安全運転サポート車の場合は対象外となります）

（2）交付申請書を福井県に提出してください（※2、3、4）

必要な書類

【高齢者本人による申請の場合】

①交付申請書
②安全運転装置の購入・設置にかかる領収書（価格、日付、品名、店名の記載があるもの）
③安全運転装置設置証明書【事業者記載】
④県税の納税状況の確認について
⑤自動車検査証の写し
⑥限定運転宣言書の写し（両面）
⑦運転免許証の写し（住所変更がある場合は裏面）

【同居する方または親族から申請の場合、以下の書類が追加で必要です】

〇親族関係を示す戸籍謄本の写し
〇同居していることを示すもの（マイナンバーカード、運転免許証など）

※2　申請書の受付期間は、**令和8年4月21日～令和9年3月5日（必着）**です。
※3　郵送、電子申請で提出できます。郵送方法については任意ですが、県に郵便物が届かない場合は、県では責任を負いかねますのでご了承ください。また、郵送事故等による書類紛失を防止するため、簡易書留等、配達記録が残る郵送方法を推奨します。
※4　電子申請の場合には、県の電子申請システムもしくは当補助金のHP（表面参照）に掲載しておりますURLから申請できます。

（3）「補助金交付決定兼額の確定通知書」が県から届きます

（2）の申請書をご提出いただいてから約1～2か月後

（4）補助金が、申請書に記載した口座に振り込まれます

（3）の通知書をお送りしてから約1か月後

※　年度途中で申請総額が予算額に達した場合、申請書の受付を終了しますのでご注意ください。

補助対象装置は**1年以上所有する必要**があります。

補助金を受けて取得したものは、装置の設置の日から1年以内に譲渡・転売等した場合は、補助金を返納しなければならない場合があります。